

## 第3回有識者検討会議（R8.1書面開催）の意見と対応

資料2

### 資料1（チラシのデザイン）

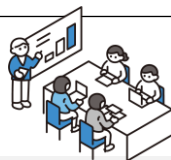
- 各委員から、**大きなデザイン変更等の意見なし**。文字の色彩等、**軽微な意見は修正済**。
- 修正後の**チラシデータをホームページ等に掲載**するとともに、**印刷のうえ、関係機関と連携し配布予定**。

○ 裏面の黒字を灰色等に変更しては。

➔ 黒から灰色に変更。

○ 弁護士のイラストで、男性は手を挙げているが、女性は動きがない。

➔ 女性も手を挙げるよう修正。



### 資料2（多機関連携会議）

- 各委員の**意見を踏まえ、以下のとおり修正**。（資料6参照）**今後、会議体の設置に向け調整**。

#### 【会議体の枠組み等】

- 看護協会、助産師会に入ってもらうことは可能か。  
地域で、支援員と同等の役割を果たしてもらえる人材確保に繋がるのでは。
- 支援体制に、当事者団体等が関わる仕組みをめざして欲しい。

- ➔ 看護協会、助産師会に何を願うのか等の整理がされていない现阶段で依頼することは困難。
- ➔ 当事者の意見をもとにあり方等について検討するため、別途、意見聴取を行う。

#### 【個別ケース検討会議】

- 市長会、町村長会は、支援に関与する課だと思うが、わかりにくい。
- 参加者を制限しない形に。
- 「アドボカシーセンター」の参画は不要か。
- 全機関でなく、ケースごとに関係する機関が出席することが、わかるように。

- ➔ 「被害当事者が居住する市町村の支援担当課等」を追記。
- ➔ 「その他必要と認める者」を追記。
- ➔ 「ウィズユーおおさか」と「アドボカシーセンター」で支援の調整が必要な場合は、「その他必要と認める者」で対応。
- ➔ 「ケースごとに関係する実務担当者が集まり会議を開催」を追記。

#### 【未成年の対応】

- 全ケースに「ウィズユーおおさか」は出席しないので、「必要に応じて」等にすべき。
- 未成年でも、要対協の対象ではない場合がある。

- ➔ 未成年は、必要に応じ「ウィズユーおおさか」が、市町村要保護児童対策地域協議会（要対協）の個別ケース検討会議に出席する方向で調整予定。

#### 【その他】

- 個人情報の共有について、支援開始時に「同意する、同意しない」にチェックしてもらってはどうか。

- ➔ 様式を作成し、本人に提示する方向で調整。



### 資料3 (証拠の保管期間)

- 各委員の意見を踏まえ、可能な限り修正。
- 本人確認等の条件のもと、**保管期間は、当初の案どおり10年更新で最長20年**とする。(未成年は18歳到達後から20年)

<p><b>【保管期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20年を超える時効にも対応可能となるような例外規定を設けるべき。</li> </ul>	<p>➔ 例外規定として、「ただし、例外的に公訴時効が20年を超える場合には、当該公訴時効を最長の更新期間とする」を設ける。</p>
<p><b>【証拠保管にかかる本人への連絡等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10年経過時に、「ウイズユーおおさか」から当事者に連絡することで、本人への負担や二次被害の恐れはないか。当事者に確認が必要なのか。保管を延長したい場合は、本人から連絡することとし、連絡がない場合は、10年を年限に廃棄していいのでは。</li> <li>○ 「ウイズユーおおさか」から本人に連絡し、意向を確認することは避けるべき。</li> <li>○ 本人の当初の判断に関わらず、一定期間経過時には原則として本人に確認すべき。</li> </ul>	<p>➔ 本人が望んだ場合のみ、「ウイズユーおおさか」から連絡することで、対応したい。      なお、証拠の取扱いについて、すぐに判断出来ない場合は、一旦保管することとする。</p>
<p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5年、若しくは10年後に、現状に合わせて見直しを行うべき。</li> <li>○ 「一定期間経過後に破棄、本人の希望により、いつでも廃棄できることやウイズユーおおさかから民間の検査機関等へ提出することができること」を文書で説明し、期間経過後、特に申し出がなければ、そのまま自動的に廃棄すべき。</li> <li>○ 証拠の提出は、個人の同意が確実である绒毛組織などに限定すべきでは。</li> </ul>	<p>➔ 今後、状況の変化等を鑑み、必要に応じて修正予定。      ➔ 個人情報と同様に様式を作成し、本人に提示する方向で調整。      ➔ 民事訴訟等も想定し、証拠を限定すべきでないとする。</p>



### 資料4 (医師の証人出廷)

- 医師の負担軽減に向け、**遮へい措置や、ビデオリンク方式による証人尋問について、診察マニュアルに記載。**
- 診察マニュアルは、大阪府、大阪府警察、ウイズユーおおさか、協力医療機関等で構成する「**性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議**」で周知済。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 裁判用の意見書作成の負担が重い。配慮や日当の加算があればより良い。</li> </ul>	<p>➔ 証人出廷は、裁判所から日当が支払われるため、府からの対応は困難。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 匿名や、例えば産婦人科Aとして証言等はできないか。</li> </ul>	<p>➔ 裁判所の判断だが、本人確認が必要なので困難と史料。</p>